

豊明市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第3項、第4項の規定に基づく定例監査及び同条第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和6年12月23日

豊明市監査委員

井 上 新
三 浦 桂 司

- 1 監査の対象
行政経営部 財政課
- 2 監査の期間
令和6年7月16日から令和6年8月6日まで
- 3 監査の範囲
令和6年4月1日から令和6年6月30日までに執行した事務事業
- 4 監査等の着眼点
 - (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
 - (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
 - (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
 - (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- 5 監査等の実施内容
予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。
- 6 監査の結果
今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。
- 7 監査の対象
出納室
- 8 監査の期間
令和6年8月2日から令和6年8月26日まで

9 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年6月30日までに執行した事務事業

10 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

11 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

12 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

13 監査の対象

豊明市社会福祉協議会及び当該団体等を管轄する地域福祉課

14 監査の期間

令和6年8月29日から令和6年9月20日

15 監査の方法

令和5年度豊明市社会福祉協議会補助金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

16 監査の着眼点

- (1) 事業計画、予算決算書等が所管課へ提出した実績報告書等と符合するか
- (2) 事業は計画に沿って適切に行われ、十分な効果をあげているか
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か
- (4) 補助金に係る会計処理は適切か
- (5) 会計処理上の責任体制は確立しているか など

17 監査の結果

今回監査した豊明市社会福祉協議会及び当該団体等を管轄する地域福祉課の令和5年度補助金の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1 8 監査の対象

豊明市共生交流プラザ「カラット」の指定管理者株式会社トヨタエンタプライズ及び当該団体を管轄する共生社会課

1 9 監査の期間

令和6年8月29日から令和6年9月20日

2 0 監査の方法

令和5年度指定管理料に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

2 1 監査の着眼点

- (1) 事業計画、予算決算書等が所管課へ提出した実績報告書等と符合するか
- (2) 事業は計画に沿って適切に行われ、十分な効果をあげているか
- (3) 出納関係帳票の整備、記帳は適切か
- (4) 管理料に係る会計処理は適切か
- (5) 会計処理上の責任体制は確立しているか など

2 2 監査の結果

今回監査した豊明市共生交流プラザ「カラット」の指定管理者株式会社トヨタエンタプライズ及び当該団体等を管轄する共生社会課の令和5年度公の施設の指定管理料の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 令和5年度事業計画書の提出において、一部不備が見受けられたので留意されたい。
- (2) 駐車場設備保守点検業務の実施回数において、事業報告書に不備が見受けられたので留意されたい。
- (3) 物品購入事務において、備品台帳及び実績報告書等に不備が見受けられたので留意されたい。
- (4) 物品購入事務において、請求書に不備が見受けられたので留意されたい。

2 3 監査の対象

市民生活部 債権管理課

市民生活部 税務課

2 4 監査の期間

令和6年9月4日から令和6年9月27日まで

2 5 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年7月31日までに執行した事務事業

2.6 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

2.7 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

2.8 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

2.9 監査の対象

経済建設部 環境課

3.0 監査の期間

令和6年9月18日から令和6年10月10日まで

3.1 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した事務事業

3.2 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

3.3 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

3.4 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 令和6年度草刈機整備委託の契約書において、不備が見受けられたので留意されたい。
- (2) 粗大ごみ処理券売り捌き委託の契約書において、一部不備が見受けられたので留意されたい。

(3) 令和6年度使用済み乾電池の処理・処分委託の着手届の受領において、誤りが見受けられたので留意されたい。

3.5 監査の対象

教育部 生涯学習課

3.6 監査の期間

令和6年10月7日から令和6年10月29日まで

3.7 監査の範囲

令和6年4月1日から令和6年8月31日までに執行した事務事業

3.8 監査等の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。

3.9 監査等の実施内容

予算の執行状況等について、契約書その他関係書類を審査し、また関係職員から説明を聴取し実施した。

4.0 監査の結果

今回の監査において、所管の財務に関する事務の執行については、注意を促した軽微な事項はあったが、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) ひまわりバス桶狭間古戦場伝説地バス停の財産使用等許可にあたり、使用料の算出に誤りが見受けられたので留意されたい。
- (2) 公民館講座受講料の歳入事務において、一部誤りが見受けられたので留意されたい。